

議 第 9 号

外国人労働者の安易な受入拡大の見直し
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

外国人労働者の受入れの拡大を目指す出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の一部改正案の国会審議を通じ、審議の前提となるデータの誤りや根拠が不明確なものが多数明らかになったほか、外国人労働者の労働環境について、違法な低賃金や長時間労働等の実態があることが改めて示されたところである。

入管法の改正により、新たな在留資格が創設され、人手不足とされる業種や分野において外国人労働者を活用することとなるが、具体的な業種名や受入規模・人数等が明らかでないことに加え、様々な問題が指摘されている既存の外国人技能実習制度（以下「実習制度」という。）を温存し、新設する資格に多くの技能実習生をそのまま移行させるなど、不十分な内容であると言える。

とりわけ、実習制度については、習得した技能を母国に持ち帰り生かすという国際貢献が目的であるにもかかわらず、賃金不払いといった不当な処遇等により失踪した技能実習生が昨年は7千人余に上るなど、深刻な事態となっている。こうした中、実習制度の抜本的な是正を行わないことは、権利侵害を一層深刻化させる懸念がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、外国人労働者の適切な労働環境を確保するとともに、日本の労働者の権利と暮らしを守るため、まずは実習制度の実態把握や徹底検証を行い、受入体制の再構築を図るなど、外国人労働者の安易な受入拡大を見直すよう強く要請する。